

## 自治体と上富良野駐屯地との連絡体制の強化に係る協定書

富良野市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊上富良野駐屯地（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。）発生時等における甲及び乙の情報共有要領に関し、下記のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連絡体制を強化し、情報共有の促進を図るとともに、情報の収集及び共有要領を定め、富良野市内における迅速かつ円滑な人命救助活動に資することを目的とする。

### （平素からの連絡体制の充実）

第2条 甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、連絡体制について次のように定めるほか、複数の情報伝達手段の確保に努め、連絡体制の充実を図るものとする。

#### （1） 甲

連絡先名称	昼夜	電話番号	F A X 番号	衛星電話番号
富良野市役所総務課	昼	0167-39-2300	0167-23-2120	
	夜	0167-39-2300		
インターネットメールアドレス	sohmu-ka@city.furano.hokkaido.jp			

注 この表において、「昼」とは8時45分から17時15分まで、「夜」とは17時15分から翌日8時45分までをいう。

#### （2） 乙

連絡先名称	昼夜	電話番号	F A X 番号	衛星電話番号
第104特科大隊 （第3係）	昼夜	0167-45-3101 （内線）2263	0167-45-3101 （内線）2623	080-1880-3634 （初動部隊）
上富良野駐屯地 当直司令	夜	0167-45-3101 （内線）2301	0167-45-3101 （内線）2621	080-8752-2963 （4群2科）
インターネットメールアドレス	1ab4fagp-na@inet.gsdf.mod.go.jp			

注 この表において、「昼」とは8時から17時まで、「夜」とは17時から翌日8時までをいう。

### （情報の収集・伝達）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あらゆる手段を用いて情報の収集に努めるものとする。

2 甲及び乙は、警戒・非常配備体制（非常勤務態勢）をとった場合及び災害情報を入手した場合は、速やかに相互連絡するものとする。

- 3 乙は、必要に応じ甲に連絡幹部等を派遣し、情報の収集・伝達体制を強化するとともに、甲は乙が設置する連絡調整所を災害対策本部等内に設置できるよう配慮するものとする。
- 4 甲及び乙は、情報資料の収集に際し、甲及び乙が協議して定める様式を用いて、迅速・確実な情報資料の伝達を図るものとする。

(情報の分析・共有化)

第4条 甲は、収集した情報資料を各関係機関と協力して分析・処理するとともに、各関係機関との共有化を図るものとする。この際、乙は甲が行う災害情報等の分析に関して、積極的に協力するものとする。

(普及・教育)

第5条 甲及び乙は、情報の共有要領についてそれぞれの職員(隊員)に対し教育を実施して、周知徹底を図るものとする。

(訓練の実施)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める内容を自ら実施する訓練に努めて反映させるとともに、訓練の実施に当たり相互協力するものとする。

2 甲及び乙は、訓練成果に基づき、本協定を改善して実効性を高めるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成29年5月22日

甲 富良野市  
富良野市長

乙 陸上自衛隊上富良野駐屯地  
司令